

# 学校教育の 基本判例

24

## 教育法令理論研究会

### 事件の概要

被告Y1県の設置管理する県立A高校は、学年による教育課程の区分を持たない単位制かつ定時制の高等学校であり、その単位制の特色、すなわち、学年及び進級という概念はなく、一定の単位数を取得すれば卒業できるといった特色に照らし、入学者選抜に当たっては、学力検査に加え、その入学目的意識や学習意欲を把握するべく、志望動機や将来の進路等に関する質問事項を含む面接検査を併せて実施すること

合格発表における混乱と入学許可処分の関係

—合格発表に関する学校長の処分に違法がないとされた事例—

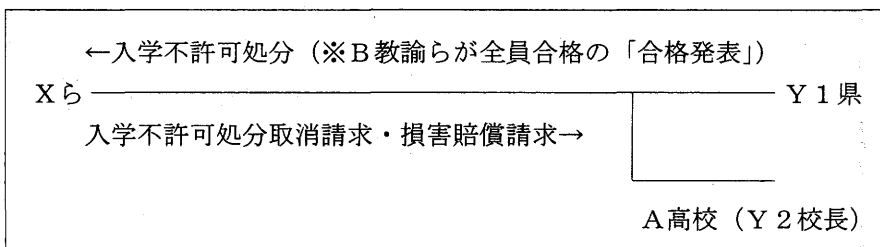
大津地方裁判所平成一〇年六月一日判決・判例地方自治一八六号八七頁

### 問題の所在

入学試験を受検した生徒にとって、入学許可処分あるいは不許可処分の判定、すなわち合格発表は、人生の中での一つの大きな節目となる。特に、わが国の多くの学校で採用されている、掲示板に合格者を一括

して表示する方法は、合格者と不合格者との差が当事者及び第三者に対して客観的に明らかになることから、人生の節目としての雰囲気は良くも悪くも昂揚することとなる。そうであるとすれば、かかる合格発表の過程に混乱が生じ、一旦合格者として表示された者が実は不合格者であることが判明した場合、受検者に与える精神的打撃に計り知れないものがあることは、極めて容易に推測できよう。本稿では、判定会議が混乱したことにより合格発表に支障が生じ、前記のような事態が生じた事例を取り上げ、合格許可処分の法律上の意義と社会的影響力について考えてみる。

(事実関係図)



としていた。

本件が発生した当時におけるY1県立高校入学選抜要項および実施要領によれば、校長は、個人調査報告書、学力検査実施教科等の成績を資料として、高校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するとされていたが、それ以上に何ら具体的基準は定められていなかった。そして、A高校においては、入学許可の決定をするに際しては、被告校長Y2のみの意見によるのではなく、判定会議における教職員の意見も踏まえた上で、最終的にY2が決定するものとされ、判定会議においては、学力検査及び面接検査の結果並びに出身中学校からの調査報告書が資料として配付され、さらに、審議対象となっている受検者の面接担当官が、面接時の所見を補足するなどして、受検者を通番ごとに一人ずつ仮合格者としてもよいかどうかを審議することとされていた。

平成七年度のA高校における判定会議は、平成七年三月二三日夜から開かれ、翌二四

日午前〇時半過ぎころから、通番順の審議に入ったところ、一巡目の審議で一九名、二巡目の審議で一一名、三巡目の審議で七名、四巡目の審議で三名の合計四〇名の仮合格者が選定され、仮合格者が定員である四〇名に達したことが確認されたのが午前三時半ころであった。その後、さらに仮合格者を選定したいとの提案があったが、教職員の間から、教職員減員に伴う教育力の低下及び教職員の負担増を危惧する声があり、判定会議の場は専ら教職員増員を求める発言に終始し、以後、受検者の審議は行われなかった。

平成七年度の合格発表は、平成七年三月二四日午後三時とされていたが、前記のとおり、受検者の審議が行われることのないまま議論が紛糾し、合格発表の時刻が迫ってきたため、同日午後二時一〇分ころ、Y2は、先に仮合格者として選定されていた四〇名を入学許可予定者とする旨宣言した。すると、突然、教職員の間から、受検者四五名全員を合格にすべきだという意見が

出始めたが、午後二時四〇分ころ、Y2は右四〇名を入学許可予定者とするを繰り返して、判定会議を閉会する旨宣言した。ところが、Y2が、判定会議の場から退出しようとする、教職員らが、Y2に対し、待つてほしいと要求し、入り口付近に机等を移動させるなどした。

そして、同日午後三時ころ、合格発表業務を担当するB教務主任が、四五名全員合格で貼り出すと言い、かかる内容の合格発表をしてしまった。Y2は、掲示をはがしに行こうとしたが、教職員らに止められ、判定会議の場に戻り、そこで、四〇名を入学許可予定者とする旨改めて説明した。その結果、同日午後五時ころ、全員合格発表がはがされ、同日午後六時ころ、改めて四〇名を入学許可予定者とする内容の合格発表がされることとなった。

本件は、以上の事実関係の下で、不合格となった受検者Xら二名が、Y1県及びY2を相手取り、合格不許可処分の取消等を求めた事案である。

## 判決要旨

請求棄却。

「入学許可の決定に関しては、如何なる選抜方法を用いるかも含めて、当該学校の教育目標、教育方針等を基にした当該学校長の裁量に委ねられているものと解するのが相当であるが、もとより、その選抜方法や入学許可の判断が、憲法をはじめとする法令に反する場合、あるいは、右方法や判断に著しい不合理が認められ、裁量権の逸脱・濫用と評価される場合は、当該学校長のした入学不許可処分が違法となることはいうまでもない」

認定事実によると、「平成七年度の判定会議においては、仮合格者が定員四〇名に達するまで、約三時間にわたり、四巡の審議を経ている上、判定会議では、学力検査及び面接検査の結果や出身中学校からの調査報告書といった配付資料のみならず、面接担当官の補足意見等も資料に加えた上で

審議され、その結果、四〇名の仮合格者が選定されたものと認められる」「そして、教職員らから、受検者四五名を全員合格にすべきだとの声があがったのは、平成七年三月二四日午後二時一〇分ころにY2が仮合格者四〇名を入学許可予定者とする旨決定した直後のことであるところ、同日午前三時半ころに四〇名の仮合格者が選定されてから、約一〇時間以上もの間、一切受検者の審議は行われておらず、その間専ら教職員の増員問題に議論が集中していた経過に鑑みるならば、右四五名全員を合格にすべきとの教職員らの声は、決して、判定会議における全体ないし多数意見又は最終意見といえるものではない」

「以上の経過からすれば、判定会議においては、十分な検討を経て、四〇名の仮合格者が選定され、Y2は、判定会議の結果を踏まえた上で、入学許可予定者を決定したものと認められ、その選抜手続に違法はない」

「また、Xらは、不正な四五名全員の合

格発表を阻止しなかったY2の監督義務違反も主張するが、……Y2は四五名全員を入学許可予定者と決定しておらず、教職員らがY2の決定に反する行動をとったもので、その際、Y2は判定会議の場から出ることを止められ、右合格発表を阻止できない状況にあったと認められるから、少なくともY2に右監督義務違反を認めることはできない」。

## 争点の検討

本件は、前記のとおり、入学試験における合格者の判定会議において混乱が生じ、一旦全員を合格とする旨の合格発表が一部の教員によってなされたが、二、三時間後に改めて学校長により一部の者を不合格として合格発表がなされた、というや特異な状況における、入学不許可処分の違法性が争われたものである。本件のように、入学許可処分あるいは不許可処分について学校長に原則的な裁量権が与えられている以上、

判定会議においてY2と一部教職員との間に全員を合格させるべきか否かについて見解の対立が生じたとしても、Y2の決定であるXらを不合格とする処分がA高校としての正規の決定であり、Bらによる全員合格の「合格発表」が法律上意味を持たないことは、理論上それ程問題がない。むしろ問題となるのは、当初の「合格発表」によって自己がA高校に合格したと信じたXらの「期待」に対し、法律上どのような保護が与えられるべきかである。

講学上、「期待権」と呼ばれる権利についてはさまざまな態様、性質のものが含まれており、与えられるべき法律上の保護も、具体的な内容によりまちまちである。例えば、一定の事実が生ずるか否か不明である状況の下で、その事実が生じた場合にはあらかじめ約束された効果が生ずるという権利（「条件付権利」という）は、現に成立している権利とほぼ同様の保護が与えられており、相手方や第三者が故意に妨害等を加えた場合には、損害賠償請求のほか、約

束された効果それ自体の請求が可能となる（民法第二三〇条参照）。これに対して、例えば自己の近親者が将来死亡した場合に相続人として財産を相続すべき権利（「推定相続人の権利」という）は、近親者の死亡という事実自体は将来確実に発生するものであるにもかかわらず、近親者が死亡するまでの間は、法律上の保護が全くない。つまり、近親者が推定相続人の期待に反して財産を費消してしまったとしても、推定相続人が費消された財産を取り戻したり、あらかじめ自己に財産を引き渡すよう請求したりする権利は認められていないわけである。

このように、期待権のうち法律上保護されているものは、前記の条件付権利のように、その具体的な内容が当事者間で協議され、法律上保護が与えられることまでが明確に合意されているものに原則として限られており、単に社会生活上の「期待」が生じたというだけで、直ちに法律上の保護が与えられるわけではない。実際、多くの人間は、不確定の事態を自己に有利に解釈し

て様々な期待をする傾向があると言えるから、単なる「期待」に対して逐一法律上の保護を与えることは、かえって望ましくない結果を導くとも考えられる。

以上のことを、本件の事案に即して考えるならば、権限のない一部の教員が裁量権者であるY2の決定と異なる内容の「合格発表」をしたことにより、XらがA高校に合格したことを強く期待したとしても、少なくとも合格という効果それ自体を認めるべきではないことになる。これは、本来予定されていた時刻に「合格発表」が行われ、掲示作業を行ったBらが権限を持つて正規の合格発表をしたように外形的に見えたとしても、同様に考えるべきである。

しかしながら、これも冒頭に述べたとおり、現在のわが国の入学試験における合格発表が、成長過程にあるXらにとって精神的に大きな影響を与えることも無視できない。特に、Xらにしてみれば、本来予定されていた時刻にA高校の教職員であるBらが掲示作業を行った「合格発表」が権限の

ない不正なものであるなどということは、現在の学校の置かれた一般的な状況からして通常は予測できないはずであるから、Xらが相当の精神的な打撃を受けたであろうことは、極めて容易に想像できる。又、本件では必ずしも主張されていないが、例えばA高校に合格したことを信じて他校の入学手続等を撤回するなどしていた場合には、被害は単に精神的なものにとどまらなくなることが明らかである。

このように、本件においてBらが権限なく全員合格の「合格発表」をした行為は、少なくともXらに対して相当な精神的打撃を与えたものであり、かつ、Bらの行為に法律上の正当性がないことは明らかである以上、国家賠償法第一条に基づく損害賠償請求が認められてしかるべきである。この点に関してXらは、学校長であるY2に監督義務違反としての過失があったと主張し、裁判所は本件でのA高校における判定会議の状況からしてY2に過失はなかった旨を判示しているが、より端的に、Bらの違法

行為を基にY1県に対して国家賠償請求をすべきであったように思われる。もつとも、本件においてXらは、不合格処分自体が実体的に違法であるかを主に争っていたようであるから、不合格であることを前提とする国家賠償請求を同時に主張することを避けたのかもしれない。

なお、本件におけるような極めて低倍率の入学試験に関して、入学定員をどの程度まで厳格に守るべきであるかは、以上に述べてきた点とは別に問題となる。学校管理者の側から見た場合、設備や教職員数との関係で定員を超えて生徒を入学させることは、一般論として教職員の負担となるものであるが、他方で、かかる「実績」によって設備や教職員の補充が可能となるかもしれないという期待が働くわけであり、一概に結論は導けない。また、受検する生徒の側から見た場合でも、ごくわずかであるが必然的に生じてしまう不合格者に対する精神的悪影響に対して配慮すべきであるという見解も相当の説得力があるし、逆に低倍

率であっても「競争」し「選抜」されて「合格」をしたという事実が、入学後の生徒の学習意欲を育てるといふ見解も十分成り立ちうる。「ゆとりある教育」「生徒の多様な個性の尊重」「生徒の名誉ないしプライバシー保護」等、必ずしも完全には方向性が一致しない学校教育の目的との関係で、今後の入学試験とその合格発表の実施方法については、改めて検討する必要があるが生じているように思われる。

(筑波大学助教 星野 豊)

(参考文献)  
坂田仰ほか『開かれた学校とこれからの教師の実践』(学事出版・二〇〇三年)